

「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」（意見具申）を踏まえた関係省庁における検討状況について

平成30年9月28日
放射線審議会事務局

行政機関	法令	放射線審議会ではない審議会等での検討の有無※ （（）内は審議会等の名称）	検討状況 （現時点での実績・今後の予定）	想定される論点等	放射線審議会への諮問時期 （現時点での目途）	公布時期 （現時点での目途）	施行時期 （現時点での目途）
人事院	人事院規則10-5 （職員の放射線障害の防止）	有（任意） （名称なし（参加者 人事院安全専門委員））	未定	不明	未定	未定	未定
厚生労働省	医療法施行規則 臨床検査技師等に関する法律施行規則	有（任意） （社会保障審議会医療部会、医療放射線の適正管理に関する検討会）	労働基準局安全衛生部労働衛生課を事務局とする「眼の水晶体被ばく限度引き下げ等に関する検討会」の議論の状況を踏まえ、検討会の開催時期や検討内容について判断予定。	医療従事者の眼の水晶体の被ばく線量は、他の職種と比較して多いとの報告があることから、被ばく線量引き下げにより医療提供体制に問題が生じないか。	平成31年度中	平成31年度中	平成33年4月
	放射性物質の数量等に関する基準（告示）	無	—	—	平成31年度第2四半期頃	平成31年度第2四半期頃	平成33年4月
	電離放射線障害防止規則	有（必須） 労働政策審議会安全衛生分科会 有（任意） 眼の水晶体被ばく限度引下げ等に関する検討会 （委託事業を実施して開催予定）	平成30年度中に検討会を実施予定	1 「水晶体の等価線量限度を5年間の平均で20mSv/年かついずれの1年においても50mSvを超えないこと」、「年間20mSvを超える被ばくは限定的であること」及び「事業者等が円滑に対応できるように適切な施行時期」について （5.1. 新たな水晶体等価線量限度の取り入れ） 2 「個人の外部被ばく線量の測定方法としてHp(3)を位置づけること」及び「Hp(3)で水晶体の等価線量を算定することを可能とするべきこと」について （5.2. 水晶体の等価線量を算定するための実用量） 3 「しきい線量（約0.5Gy）」に係る留意について （5.3. ①事業者等による防護策の基本的な考え方） 4 関係行政機関が「関連学会等におけるガイドライン等の策定及び防護策の普及等について支援すること」について （おわりに） ※（ ）内は、平成30年3月2日付け「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」で示された項目を意味する。	平成31年度中	平成31年度中	平成33年4月
農林水産省	獣医療法施行規則 獣医療法施行規則第14条の規定に基づき農林水産大臣が定める方法を定める件（告示）	無	—	—	未定	未定	未定 （施行の時期は未定。なお、飼育動物の診療施設は複数の法律が適用されることから、当該法律の施行時期と整合を図る必要があると考えている。）
経済産業省	鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等（告示）	有（任意） （中央鉱山保安協議会）	未定 （遅くとも平成33年3月までに諮る予定）	不明	未定 （中央鉱山保安協議会に諮る時期に応じて判断）	未定	未定
国土交通省	船員電離放射線障害防止規則	有（必須） （交通政策審議会海事分科会船員部会）	未定	不明	未定	未定	平成33年4月
原子力規制委員会	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則 放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（告示）	無	—	—	平成31年度予定 （原子炉等規制法及び電離則と調整）	平成31年度中	平成33年4月
	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（告示） 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（告示）	無	—	—	平成31年度予定 （RI規則及び電離則と調整）	平成31年度中	平成33年4月
	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（告示） 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（告示）	無	—	—	—	—	—

※ 有（必須）… 法令上、審議会等での検討が必須とされている場合
有（任意）… 法令上、審議会等での検討が必須とはされていないが、検討を行う場合
無 … 審議会等での検討を行わない場合